

ふくやま防災多言語サポーター制度運営要綱

(趣旨)

第1条 平常時及び災害時において、日本語が十分に理解できないために、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが困難な外国人市民等を支援することを目的として、通訳・翻訳等の活動を行うふくやま防災多言語サポーター制度及びふくやま防災多言語サポーター（以下「サポーター」という。）の登録、活動内容等の運営に関して必要事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 サポーターとして登録できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 18歳以上の者（高校生を除く。）
- (2) 日本語を母語とする者は日本語以外で、日本語以外を母語とする者は日本語で、日常生活に困らない程度の会話ができる語学力を有する者、若しくは「やさしい日本語」を使用し、外国人市民等を支援できる者
- (3) 個人情報取扱に当たっては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守し、サポーターとしての活動時（辞した場合を含む。）に知り得た個人情報について、第三者に漏えい及び不当な利用を行わない者
- (4) 市が定める養成研修を修了した者

(登録方法等)

第3条 サポーター登録を希望する者は、ふくやま防災多言語サポーター登録申込書（様式1）を提出しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による登録の申込みがあり、市が定める養成研修を修了した者をサポーターとして登録者名簿に登録し、申込者に対し登録した旨を通知するものとする。
- 3 サポーターは、登録内容に変更が生じた場合は、速やかにふくやま防災多言語サポーター登録事項変更・辞退・活動休止（再開）届（様式2）を市に提出しなければならない。
- 4 サポーターは、登録を辞退し、又は活動を休止するときは、ふくやま防災多言語サポーター登録事項変更・辞退・活動休止（再開）届（様式2）を市に提出しなければならない。ただし、必要に応じて市から記載内容及び登録継続の意向について確認を行うことがある。

(登録期間及び登録の抹消)

第4条 サポーターの登録期間は、登録日から当該年度の年度末までとし、次年度以降は原則として毎年度自動更新するものとする。ただし、登録期間内であっても、サポーターから活動を停止する旨の申し出があった場合又はサポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 連絡が取れないなど、サポーターの所在が不明となったとき。
- (2) サポーターとしてふさわしくない行為等を行ったと認められるとき。
- (3) 心身の障がい等により、サポーターとしての活動が困難となったとき。
- (4) 本人が死亡したとき。

(平常時のサポーターへの協力要請)

第5条 市は、外国人市民等の防災意識の醸成のため、サポーターに対して協力要請を行う。

(平常時のサポーターの活動)

第6条 サポーターは、市の要請に基づき、外国人市民向けの防災啓発講座を行う。活動後は、ふくやま防災多言語サポーター活動報告書(様式3)により、市にその活動内容を報告するものとする。

(平常時の活動謝礼)

第7条 市は、前条の規定により活動報告を行ったサポーターに対し、謝礼として1回につき、4,600円を支払うものとする。なお、交通費は自己負担とする。

(災害時のサポーターへの協力要請)

第8条 市は、災害時に、サポーターに対して協力要請を行うことができる。

(災害時のサポーターの活動)

第9条 サポーターは、市の要請に基づき、次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 多言語による情報を提供するための翻訳、SNS等での情報発信
- (2) 避難所等での通訳及び情報収集並びに活動内容の報告書等を作成
- (3) その他災害時における外国人市民等への支援に関すること

(損害補償)

第10条 サポーターが、前条各号の活動中の事故により死亡、けが、若しくは後遺障がいが生じた場合又は他人の身体や財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合は、福山市市民活動総合補償制度の、補償金限度額の範囲内において補償する。

(さいがいじ かつどうしゃれい
災害時の活動謝礼)

だい じゅう ぶしょう
第11条 無償とする。

(し せきむとう
市の責務等)

だい じゅう し き ぽーたー たい ひつよう おう けんしゅうかい じっし
第12条 市は、サポーターに対し、必要に応じて研修会を実施する。

2 し き ぽーたー たい いけんちようしゅとう おこな ほんじぎょう こうかてき すいしん ほか
市は、サポーターに対し意見聴取等を行い、本事業の効果的な推進を図るものとする。

(その他)

だい じゅう この ようこう きだ じぎょう じっし ひつよう じこう し べつ
第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市が別
に定めることができる。

ふ そく
附 則

この ようこう は、2024 ねん れいわ ねん がつ にち しこう
この要綱は、2024年（令和6年）2月27日から施行する。

この ようこう は、2025 ねん れいわ ねん がつ ついたち しこう
この要綱は、2025年（令和7年）4月 1日から施行する。